

「和歌山市新型コロナウイルス感染症診療（検査）の流れ」一部変更

和歌山市では、今後のインフルエンザ流行期も見据え、下記のとおり、迅速かつ安全に診断できる方法のひとつとして、和歌山市保健所（市衛生研究所）で実施している行政検査でも「唾液」による検査が可能となりました。また、報告書類も発生届のみとし、簡便化を図りました。今後とも、民間PCR検査の活用も含め、新型コロナウイルス感染症の早期診断のため積極的な検査の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

記

＜検査体制変更の概要＞

1. 行政検査検体「唾液」の追加

唾液対象者：発症9日以内の軽症者、及び無症状者

中等・重症者、濃厚接触者等は鼻咽頭ぬぐい液 優先

（重症度分類は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」参照）

2. 報告方法の変更

患者連絡票を廃止し、発生届（和歌山市独自様式）のみ

3. 検査結果時間の変更

検体提出日の翌日に結果報告

4. 唾液採取容器について

唾液検体の採取方法は、患者自身がスワブを咥え、自己採取が可能なタイプを採用しましたので、院内感染対策上も安全に採取が可能になりました。

※ 容器が必要な医療機関は申し出てください。

- ・和歌山市コロナ診療（検査）の流れ
- ・発生届（和歌山市独自様式）
- ・検体採取方法 等

和歌山市感染症情報センターHP
に掲載していますので、ご利用ください。

